

令和2年5月22日
(金曜日)

令和2年 第3回幌延町議会（臨時会）
会議録 第1日目

議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度幌延町一般会計補正予算（第7号））
- 5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（幌延町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度幌延町一般会計補正予算（第1号））
- 8 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 9 議案第1号 幌延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第2号 幌延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第3号 工事請負契約の締結について（町道問寒中間寒線辺地対策道路改良工事）
- 12 議案第4号 工事請負契約の締結について（問寒橋橋梁補修工事）
- 13 議案第5号 工事請負契約の締結について（七号橋橋梁補修工事）
- 14 議案第6号 財産の取得について（除雪専用車7t購入）
- 閉会宣告

本日の会議の順序

日 程	議 案	議 案	議 案
	開会宣告及び会議宣告	日 程 第 1 0	議 案 第 2 号
日 程 第 1	会議録署名議員の指名	” 1 1	議 案 第 3 号
” 2	会 期 の 決 定		休 憩 宣 告
” 3	諸 般 の 報 告		開 議 宣 告
” 4	承 認 第 1 号	” 1 2	議 案 第 4 号
” 5	承 認 第 2 号	” 1 3	議 案 第 5 号
” 6	承 認 第 3 号		休 憩 宣 告
” 7	承 認 第 4 号		開 議 宣 告
” 8	同 意 第 1 号	” 1 4	議 案 第 6 号
” 9	議 案 第 1 号		閉 会 宣 告

出席議員（6名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	1 番	富 樫 直 敏
	2 番	斎 賀 弘 孝
	3 番	植 村 敦
	4 番	無量谷 隆
	7 番	西 澤 裕 之

欠席議員（1名）

6 番	吉 原 哲 男
-----	---------

出席説明員

町 長	野々村 仁
副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	木 澤 瑞 浩

総務財政課長	藤 井 和 之
住民生活課長	早 坂 敦
保健福祉課長	村 上 貴 紀
企画政策課長	藤 田 秀 紀
産業振興課長	山 本 基 継
建設管理課長	島 田 幸 司

総務グループ主幹	伊 藤 崇
建設管理課技術長	植 村 光 弘

教 育 次 長	伊 藤 一 男
---------	---------

国民健康保険診療所事務長事務取扱	(岩 川 実 樹)
------------------	-----------

農業委員会事務局長	(山 本 基 継)
-----------	-----------

選挙管理委員会事務局長	(藤 井 和 之)
-------------	-----------

総 務 係 長	渡 邊 智 民
---------	---------

事 務 局 長	藤 田 秀 紀
主 事	満 保 希 来

(10時00分開 会)

議 長 高 橋 秀 之 君

おはようございます。

本日の出席議員は6名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回幌延町議会臨時会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において3番 植村敦君、4番 無量谷隆君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、5月22日、1日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は本日、1日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。承認第1号についての提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」平成31年度幌延町一般会計補正予算第7号の提案理由を説明申し上げます。

本件は、平成31年度幌延町一般会計補正予算第7号について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

この度の専決処分における補正予算のうち、歳出については、社会資本整備総合交付金が予算額を上回ったこと。歳入では、地方譲与税や各種交付金の決定による増減や国庫支出金の増のほか、地方交付の特別交付税が予算額を上回る交付決定額となったことから、予算の調整が必要になりましたので、3月31日付けで専決処分を行っております。

それでは、1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,532万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億4,348万9千円としております。

第2項の歳入歳出予算補正については、事項別明細書により説明いたします。

歳入についてですが、6ページをお開きください。

2款1項1目 地方揮発油譲与税が253万7千円の減、2款2項1目自動車重量譲与税が393万1千円の増です。6款1項1目地方消費税交付金では、116万7千円の減で、8款1項1目環境性能割交付金342万9千円の減、9款2項1目子ども子育て支援臨時交付金は191万3千円の増、10款1項1目地方交付税では、特別交付税4,245万8千円の増です。平成31年度の特別交付税総額は2億8千万円で、前年度対比2,816万8千円の減となっております。

8ページをお開きください。

14款2項4目土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金415万2円の増です。次に歳出ですが、10ページをお開きください。

2款1項12目諸費では、公共施設等整備基金として、特別交付税の増額分などによる積立金4,533万円の増です。8款2項1目道路維持費では、社会資本整備総合交付金が予算額より上回ったことにより一般財源から国道支出金に振り替え、14款1項1目予備費では、これらの調整による9千円の減です。以上、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。承認第2号についての提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 早 坂 敦 君

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明を申し上げます。

この度、地方税法、同法施行令、同法施行規則などが一部改正され、それぞれ、令和2年3月31日に公布されたことに伴い、幌延町税条例等の一部を改正すべく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。

この改正条例については、3条建ての条文からなっており、第1条及び第2条は幌延町税条例の一部改正、第3条は令和元年5月に承認されました幌延町税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。

配布しております新旧対照表により説明させていただきますので、そちらをご覧ください。

なお、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理及び元号の改正につきましては、説明を省略させていただきます。

始めに第1条改正の、幌延町税条例の一部改正であります。

第24条の改正は、個人町民税の非課税措置について、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、ひとり親となった原因に関わらず、対象範囲を拡充するため、男性に係る寡夫の文言を削除し、新たにひとり親を追加する改正であります。

第34条の2の改正は、個人町民税の所得控除について、第24条の改正と同様の観点から、所得控除の対象となっている男性に係る夫の文言を削除し、新たにひとり親を追加する改正であります。

2ページをお開きください。

第36条の3の2の個人町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、及び、次のページの第36条の3の3の個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書についての改正は、当該申告書に、児童扶養手当受給の未婚の父または母である単身児童扶養者について、その旨の記載が不要とされたことなどから、所要の見直しを行う改正であります。

第54条の改正は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応をするためのもので、調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなし課税することができる規定を整備する改正であります。

5ページをお開きください。

第74条の3の改正についても、同じく所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応をするためのもので、相続人等への申告を制度化するものであり、登記又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合において、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を整備する改正であります。

6ページをお開きください。

第94条の改正は、紙巻きたばこに類似した軽量な葉巻たばこの課税方式について、税負担が低くなっていることから令和2年10月1日から2段階で重量比例課税から本数課税へ見直しをするもので、本年10月1日から1年間については、1本あたりの重量が0.7グラム未満の軽量な葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本を0.7本の紙巻きたばことみなして課税する経過措置の規定を整備する改正であります。

第96条の改正は、たばこ税の課税免除について、輸出免税制度等に係る手続きの簡素化を図るため、免除事由に該当することを証するに足りる書類の提出を不要とする規定を整備する改正であります。

9ページをお開きください。

附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、特例の適用期限を3年延長し、令和6年度までとする改正であります。

10ページをお開きください。

附則第10条の2の改正は、地方税法の定める範囲内で、地方自治体が特例割合を定めることができる、地域決定型地方税制特例措置に関する規定において、改正後の第10項は、特定水力発電設備、第17項は、浸水被害軽減地区の指定を受けた土地などの資産について、

国が示している参酌すべき基準に合わせ、課税標準の特例割合を定めるなどの改正であります。

15ページをお開きください。

附則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長し、令和5年度までとする改正であります。

17ページをお開きください。

ここからは第2条による税条例の一部改正になりますが、主に令和4年4月1日施行の改正となります。

18ページをお開きください。

第31条及び22ページの第50条並びに23ページの第52条の改正は、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととするもので、連結納税が廃止されることに伴い規定を整理する改正であります。

19ページをお開きください。

第48条の改正は、法人町民税の申告納付について、通算法人に係る法人税割の課税標準を法人税額とすることに伴い規定を整理する改正であります。

24ページをお開きください。

第94条の改正は、第1条においてご説明しました、軽量な葉巻たばこの課税方式について、第2段階目の見直しに係るもので、令和3年10月1日から1本あたりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこであっても、1本の紙巻きたばことして課税する規定を整備する改正であります。

次に、27ページをお開きください。

ここからは第3条の改正となり、令和元年5月に承認された幌延町税条例等の一部を改正する条例の改正で、全てのひとり親に対して公平な税制を実現するための見直しに係るもので、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加えるなどの改正規定を削るなど、所要の措置に係るもので、令和2年4月1日施行の改正であります。

30ページをお開きください。

この条例の附則であります。第1条は、施行期日に関する規定で、この条例は、令和2年4月1日から施行することとし、ただし書きで各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとしております。

第2条から第7条については、各税目などにおける経過措置の規定、第8条から第11条については平成27年から平成30年に改正した幌延町税条例等の一部を改正する条例中の元号の改正について、規定しております。

以上、承認第2号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第2号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。承認第3号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 早坂 敦 君

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、幌延町国民健康保険税条例の一部を改正すべく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。

それでは、配布しております新旧対照表により説明させていただきますので、議案と併せてご覧願います。

第2条の改正については、課税限度額を引き上げる改正で、同条第2項については、医療費分である基礎課税限度額61万円を63万円に引き上げ、同条第4項については、介護分である介護納付金課税限度額16万円を17万円に引き上げる改正であります。

第13条の改正については、第2条の課税限度額の改正との関連から、その引用する額を改めるものであります。

また、同条第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額28万円を28万5千円に引き上げ、同条第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額51万円を52万円に引き上げる改正であります。

附則第4項及び第5項の改正については、土地基本法等の改正に伴い、長期譲渡所得の特別控除について租税特別措置法に規定された条項を追加する改正であります。

次に附則であります。第1項は施行期日に関する規定で、この条例は令和2年4月1日から施行することとし、ただし書きに掲げる規定は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行日の属する年の翌年の1月1日から施行することとしています。

第2項は、改正後の条例の適用する年度について規定しております。

以上、承認第3号の提案理由の説明といたします。

議 長 高橋 秀之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第3号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。承認第4号についての提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤井和之君

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」令和2年度幌延町一般会計補正予算第1号の提案理由を説明申し上げます。

本件は、令和2年度幌延町一般会計補正予算第1号について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

この度の専決処分における補正予算については、国会での令和2年度補正予算第1号の成立に伴い、町の対応といたしまして、国の緊急経済対策の趣旨に鑑み、いち早く実施する必要があるとの認識から、一人10万円を給付する特別定額給付金給付事業、子育て世代の生活支援のため、児童手当を受給する世帯に対し対象児童1人あたり1万円を給付する子育て世帯臨時特別給付金給付事業、外出自粛や休業要請、営業時間の短縮などの感染症拡大防止措置を講じたため、経営への影響が特に大きい事業者に対する特定業種経営持続化緊急支援給付金事業及び消費喚起や誘客促進を目的とした商品券発行事業について、この度の緊急経済対策について、スピード感をもって取り組むことが重要であると考え、町民及び関係者のみなさまに一日も早くお届けするため、令和2年5月1日付けで専決処分を行っております。

それでは、1ページをお開きください。

第1条第1項歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億4,815万円を増額し、歳入歳出それぞれの予算総額を53億1,115万円としております。

第2項第1表歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。2ページをお開きください。

はじめに歳入ですが、13款国庫支出金で2億3,755万円の増、17款繰入金で1,060万円の増などです。

次に、3ページの歳出ですが、2款総務費で2億3,366万3千円の増、3款民生費で388万7千円の増、7款商工費で1,060万円の増などで、歳入、歳出ともに合計2億4,815万円の増額補正です。

6ページをお開きください。

給与費明細書についてですが、令和2年4月1日から、新たに会計年度任用職員制度の開始に伴い、給与費明細書中、8ページには、会計年度任用職員以外の職員、すなわち、以前と同様の一般職員について記載しており、10ページには、会計年度任用職員について記載

することとなりましたので、その内容を追加しております。

12ページから17ページについては、以前と同様となっております。

それでは、歳出の主な内容について説明いたしますので、20ページをお開きください。

2款1項12目諸費では、冒頭にご説明しました国の補正予算に伴う新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として、特別定額給付金給付事業が創設されたため、その経費として、総額2億3,366万3千円の新規計上です。

3款1項1目社会福祉総務費では、こちらも国の補正予算に伴う新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として、子育て世帯臨時特別給付金給付事業が創設されたため、その経費として、総額388万7千円の新規計上です。

22ページをお開きください。

7款1項1目商工振興費では、先ほどのご説明のとおり、新型コロナウイルス感染症に係る措置の対応による影響に伴う関連予算で、既存の幌延町商工会地域振興事業の一部を消費喚起として緊急経済対策商品券発行事業に振り替え、経営の影響が大きい事業者に対する特定業種経営持続化緊急支援給付金事業を創設するための経費として、1,060万円を新規計上しております。

次に歳入ですが、18ページをお開きください。

13款2項1目総務費国庫補助金では、歳出で説明しました特別定額給付金給付事業に係る国庫補助金で、2億3,366万3千円の新規計上です。2目民生費国庫補助金では、子育て世帯臨時特別給付金給付事業388万7千円の新規計上です。17款繰入金では、財源調整のため、財政調整基金繰入金1,060万円の新規計上です。

以上、承認第4号についての提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

7番 西澤裕之君

特別定額給付金事業についてお伺いします。

委員会の中でも説明を受け、その中で、懸念される事項として議論をしていましたけれども、実際に給付事業が始まった中で、混乱など生じていないのか。また、高齢者等からの相談、それに対する対応などについてお伺いします。

住民生活課長 早坂敦君

まず、1問目の特に困難等なったのかというお話ですけれども、そちらに関しましては、事前の準備等も含めまして、今のところ、特段大きなトラブルもなく、スムーズに進行しているのかなというような形で進んでいるところであります。

また、後段の高齢者対策ということでしたが、こちらに関しましては、住民生活課だけではなくて、保健福祉課の保健師並びに社会福祉士等の協力もいただきながら、事前に電話等で、コンタクトをとっていただきながら、何かわからないことがあれば、役場のほうにすぐ相談してくださいというようなことで、連絡をとっていただいた形もありますので、そこら辺に関しましても、特段今のところは、問題なくスムーズに進んでいるという状況でございます。

7番 西澤裕之君

次にプレミアム商品券のほうの話になるんですけども、今回、緊急対策として商店、飲食店で使える物をつけてっていうふうに新たになりましたけれども、街の雰囲気なんかを見ても、まだそこまで、街の中に出て、飲食しようってというような雰囲気自体にはまだなっていないと。

プレミアム付き商品券が販売になったときに、どのような町の情勢といたしますか、雰囲気づくりをしていくのかっていうところもすごい大事なところで、我が町がまだ1人も感染者が出ていないところで、まず一人目になりたくないというような町民の中の思いというのが非常に強く感じているところで、その辺、行政の中でも、何かこの事業を行う上で、どのようにPRしていくかっていうところも含めて、今後の対応についてお伺いします。

企画政策課長 角山隆一君

ただいまのご質問ですけども、実施団体の商工会さんとの打ち合わせの中で、プレミアム商品券を発行する前に、共同広告を入れる準備を進めていると聞いてます。その中で、テークアウトメニュー、出前メニューというようなことで、券の消費をお店に何わなくてもできるような体制っていうのを、券の発行に前立ててやるというようなことで考えていると聞いております。

2番 斎賀弘孝君

23ページにあります1,060万の特定業種経営支給給付金事業についてお尋ねします。

4月28日に商工会長が役場を訪れて、町の中の商工会こういう状況で大変だから、いろいろお願いしたいという要請があって、給付金事業が動いたというのは、委員会で紹介がありました。その時に幌延町の特定業者さん、去年の3月に比べて、一体どのぐらい大変なのかという数字的なものは、掴んでいなかったのですか。

企画政策課長 角山隆一君

ただいまの御質問ですけども、商工会のほうでですね、4月はまだ途中でしたので、3月の状況というのは、会員さんの部分については、ある程度把握した中で、飲食、宿泊が特に落ち込みが大きいという、そういうもとの、要請をされたということでございます。

2番 斎賀弘孝君

その数字は幾らですか。

企画政策課長 角山隆一君

いただいた情報の中では、対象となるだろうという業種の中で約900万円ほど全体ですけれども、3月の累計で落ち込みがあるというようなことで、現状として情報をいただいております。

2番 斎賀弘孝君

前年対比何ぼなのかなという数字が出るのかと思ったけど、900万円という数字が落ち込んでるよという今報告がありました。

この1,060万円を給付金事業として使って、特定業種、商工会全部じゃなくて宿泊業とか飲食業ですね。後にこの1060万円の効果を問われたときに、どういう形で評価するようになるのですか。

元に戻ったよとか、そういうふうな言葉遣いで、この給付金事業1,060万円の効果を評価するんですか、その点をお伺いします。

企画政策課長 角山隆一君

ただいまの御質問ですけれども、現時点でまだコロナウィルスの影響続いておりますので、評価という点では、なかなか難しいところではあるかと思えますけれども、特に事業を継続するという点においては、こういった給付金によって、資金繰りですとか営業を続けるというような一助にはなっているかと思えます。

また、この後、休業要請とかが入って、対象業種の閉店であったり、時間の短縮だったりというような対応もできますので、そういったところに、まずは繋ぐということで、繰り返しになりますけれども、特に影響が大きかった業者に対して、給付金を手当したというふうな考えでございます。

評価は、現時点ではなかった指標が難しいところでありましてけれども、一つ言えるのは、飲食宿泊業者とも苦しいながら、まだ営業を続ける体制はとれているというようなところで、ひとつ給付金の効果というか、支給のほうも今月、先週ぐらいにやっと1回目の支給が始まったということなので、それを始まりとして、また次のテイクアウトメニューへの資金繰りのようなものに使っていただけるのかなと思っております。

7番 西澤裕之君

今言ったその商品券含めてですね、今、斎賀議員のほうから、1,060万円の入れての効果はどういうものなんだろうとかかっていうような質問等もあってですね。多少、誤解ではないんでしょうけれども、このお金が何なのかっていうところの説明がまだ不足しているのかなというふうに思っております。

3月の先ほど課長が言ったその金額もですね、3月から4月も含めて2月も含めたら、全ての金額がその程度ではないのかなというふうにもちょっと思っていますし、これは決して損失補填ではないので、今課長から説明があったように、今後、営業を続けていってもらいたいというようなお金でもありますんで、その辺、行政としても、もう少しPRを、正しい情報を流していただきたいなというふうに思います。

企画政策課長 角山隆一君

事業の効果ということで、確かにおっしゃるとおり、商工会を通じてというところもあるんですけども、広くっていう点では、何かしら、こういう事業を、こういう目的で行ったというのは、周知について考えさせてください。

3番 植村敦君

今の3月、4月の売り上げ減の分の支援だということなんですけども、この状態を見てますと、5月に入っても、なかなか、経済的には動かないというような状況にあると思います。

5月6月期にも、やっぱりこのような状態が続くのであれば、やはり、町としての支援策が必要ではないかなというふうに思います。

その辺どう考えているか、あわせて、このたびは、宿泊業、飲食業という特定業種という限られた商工会の店に限定されているということなんですけども、少なくとも、この以外の業者も、何らかの影響をかなり受けてるのではないかなと。

申請がなかったということなんでしょうけども、例えば、酒屋店ですとか、そういう部分も結構な影響があるのかなというふうには私は推測しますが、綿密に調べて、不公平感のないような形で、今後も対応していただければというように思いますけども。いかがでしょうか。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまのご質問ですけれども、今回の支援っていうのは、ピンポイント的に3月のコロナの影響が大きかったところに対しての支援ということでございますけれども、引き続きましてですね、休業要請によりお店を閉じているという方も出てきてます。

また、感染リスクを低減するためだったり、そういった取り組みされてる方もいますので、こちらも含めて、事業の継続を支援するというような観点も含めた形での支援というのを第2弾として考えていきたいというふうには思っておりますので、対応は検討しております。

特定業種というような形ではなくて、感染リスクの低減に努めたり、あとは事業を継続するため、また、ちょっと要件のほうは複数考えてるんですけども、売上げの落ち込みなんかもその中の要素として入れたもので支援を考えております。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第4号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8 同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題とします。同意第1号について、提案理由の説明を求めます。

町長 野々村 仁 君

同意第1号監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法の規定に基づき、識見を有する者と議会議員のうちから選任することになっております。

このたび、識見を有する者として選任されておりました利波監査委員が、本年4月20日に逝去されました。利波監査委員には、平成22年1月から10年以上にわたり、豊富な経験と卓抜な識見をもって、地方自治行政に積極的に参画し、本町の行財政運営を適正に監査指導され、健全なる行財政運営に御尽力を賜りました。ここで改めて、深甚なる敬意と感謝の意を表するとともに、ご冥福をお祈りいたします。

新たな監査委員として、成田義弘氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

成田義弘氏の住所は、幌延町3条南1丁目14番地。生年月日は、昭和31年11月27日生まれで、満63歳。任期は、令和2年6月1日から令和6年5月31日までの4年間です。

成田氏の略歴につきましては、北海道立中川商業高等学校を卒業し、昭和50年4月から幌延町商工会に就職され、平成元年4月から平成30年3月の退職まで経営指導員として、幌延町の商工業発展に大変寄与されました。

これまで、幌延町商工会で経営指導員として培ってきた知識や識見により、本町における行財政運営について適正に監査指導していただけるものと確信しているところでございます。

以上、ご同意の程、宜しくお願い申し上げます、提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第1号は、討論を省略し、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第9 議案第1号「幌延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。議案第1号についての提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 早 坂 敦 君

議案第1号「幌延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の一環として、人と人との接触を少なくすることの有効性を鑑み、国民健康保険被保険者で給与の支払いを受けている者が、感染の疑いがある場合等において、休暇を取得しやすい環境を整えるべく、傷病手当金を支給するための、所要の改正を行おうとするものであります。

それでは、配布しております新旧対照表により説明させていただきますので、議案と併せてご覧願います。

この度は制定附則の改正となりますが、現行条例においては第1項、第2項という項建てとなっているところ、今後の改正状況や各項目の整理の煩雑などを考慮し、新たな附則は第1条、第2条という条建てにしようとすることから、附則を全部改正することとしております。

附則第1条の改正は施行期日に関するものですが、従前、第1項であったものを第1条に改正するものであり、内容に変更はありません。

附則第2条第1項については、傷病手当金の支給対象に関する規定であり、給与等の支給を受けている被保険者が感染症療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からを対象期間にしようとする改正であります。

同じく第2項については、傷病手当金の額に関する規定で、支給開始日の直近3か月間の平均日額給与の3分の2を1日当たりの傷病手当金額にしようとする改正であります。

同じく第3項については、傷病手当金の支給期間に関する規定で、支給対象を最長1年6か月にしようとする改正であります。

附則第3条については、傷病手当金と給与等との調整に関する規定で、傷病手当金の対象期間中における給与収入等との取扱いに関する調整方法についての改正であります。

2ページをご覧ください。

附則第4条については、傷病手当金の支給対象者が、本来受けられるはずの給与等の支給を、事業所等の都合により受けられない場合にその給与等の支給相当額を、事業所等に代わり一時的に立替え払いにより手当できる旨の改正で、同第2項については、その返済方法についての規定となっております。

次に改正附則であります。施行期日に関する規定で、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は令和2年1月1日から規則で定める日まで適用することとしております。

なお、本附則でいう規則で定める日、いわゆる適用期限は、本年9月末日を規定する予定となっておりますが、先の常任委員会でもご説明したとおり、今後の状況により延長の可能性もありますことをご承知おきいただければと思います。

以上、議案第1号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第2号「幌延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。議案第2号についての提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 早 坂 敦 君

議案第2号「幌延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

この度、北海道後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例が一部改正され、

令和2年4月10日に公布されたことから、幌延町後期高齢者医療に関する条例について、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、配布しております新旧対照表により説明させていただきますので、議案と併せてご覧願います。

第2条の改正は後期高齢者医療に関し、幌延町において行う事務の規定に、広域連合条例に規定された傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を追加しようとする改正です。次に附則ですが、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第2号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11 議案第3号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。議案第3号についての提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第3号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものであります。

契約の目的については、令和2年度施行町道問寒中間寒線辺地対策道路改良工事であります。契約の方法については、指名競争入札であります。契約金額は7,788万円で、契約の相手方は、天塩郡幌延町字問寒別127番地 土屋建設株式会社 代表取締役 土屋 昌輝氏で、現在、仮契約中であります。

工事の主な概要ですが、道路改良事業で路盤工・舗装工共に660mで、令和2年12月10日までの工期であります。

以上、議案第3号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定すること

に、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12 議案第4号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

本案については、私が、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行います。

ここで、暫時休憩します。

(10時51分 休 憩)

(高橋議長退席)

(10時52分 開 議)

副議長 西澤裕之君

休憩を解いて会議を再開します。

ただいま、地方自治法第106条第1項の規定により、議長が退席のあいだ、私が代わって、議長の職務を行うことになりました。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま、議題となっております、議案第4号についての提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第4号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものであります。

契約の目的については、令和2年度施行間寒橋橋梁補修工事であります。契約の方法については、指名競争入札であります。契約金額は5,478万円で、契約の相手方は、天塩郡幌延町栄町6番地8 株式会社 高橋建設 代表取締役 高橋和子氏で、現在、仮契約中であります。工事の主な概要ですが、伸縮装置補修・排水管補修・塗替塗装で、令和2年12月10日までの工期であります。

以上、議案第4号の提案理由といたします。

副議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

2 番 斎賀弘孝君

この工事は、12月10日までなんですけれども、この間、通行止め又は片側交互通行になるような大きな工事になるのでしょうか。

建設管理課長 島田幸司君

今年度の工事につきましては、伸縮継ぎ手を1カ所補修するということになってます。

予定では、9月下旬ぐらいを施工時期としているために、6月の末、16日ぐらいから末まで2週間程度、通行止めの期間が出てくるのかなというふうに考えてます。

あと片側交互通行なんですけれども、工事を施行するに当たって、足場の設置が出てきますので、吊り足場の設置、8月下旬と11月中旬、それぞれ1週間程度ぐらい片側交互通行

ということが今の工事予定ではなっております。

いずれにしましても、請負業者さんのほうから、今後、詳しい工事の内容、工程表が上がってきますので、その辺はできるだけ、状況によっては、予定よりも短くなることもあるんでしょうけれども、地域の方々に御迷惑がかからないように、工事のほう進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

副議長 西澤裕之君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。議案第5号についての提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第5号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものであります。

契約の目的については、令和2年度施行七号橋橋梁補修工事であります。

契約の方法については、指名競争入札であります。

契約金額は5,511万円で、契約の相手方は、天塩郡幌延町栄町6番地8 株式会社 高橋建設 代表取締役 高橋和子氏で、現在、仮契約中であります。

工事の主な概要ですが、断面補修・支承補修・排水管補修・防護柵補修・伸縮装置補修で、令和3年1月20日までの工期であります。

以上、議案第5号の提案理由といたします。

副議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

2 番 斎賀弘孝君

この七号橋含めて大きな工事が三つ今、会議の話題になってるんですけども、町のホームページでは、今、土木職員を、先日、ずっと募集してました。その土木職員が、決まったのか、決まらなくても、この三つの大きな工事は、今の現職員で全部、現場監督含め、つつがなくやっていけるのか、それをお伺いしたいと思います。

建設管理課長 島田幸司君

ただいまの御質問ですけれども、土木職員は確かに募集はしておりますけれども、本件に

関しましては、現在の土木職員1名で対応できるというふうに考えております。

- 2 番 齋 賀 弘 孝 君
3つともですね、そしたらね。

(島田課長「はい」)

はい、わかりました。

- 副 議 長 西 澤 裕 之 君
ほかにありませんか

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、議長の職務を交替します。

暫時休憩します。

(10時59分 休 憩)

(議長入場)

(11時00分 開 議)

- 議 長 高 橋 秀 之 君
休憩を解いて会議を再開します。

日程第14 議案第6号「財産の取得について」の件を議題とします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

- 建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第6号「財産の取得について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議案記載の除雪専用車購入契約について、提案するものであります。

契約の目的は、除雪専用車7トン 機械器具購入であります。品名及び数量は、除雪専用車7トン1台であります。契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約金額は、3,877万5千円であります。契約の相手方は、旭川市末広1条15丁目5番26号 UDトラックス北海道株式会社旭川支店 支店長 五十嵐敏昭氏と、現在、仮契約中であります。

以上、議案第6号の提案理由といたします

- 議 長 高 橋 秀 之 君
これより、質疑を行います。

- 2 番 齋 賀 弘 孝 君
いずれも同じUDトラックス北海道株式会社旭川支店からなんですけど。

2016年5月に7トンの除雪車を2,813万円で購入、2017年5月に2,835万円で除雪車7トンを購入、今回除雪車7トン購入費で3,800万円と数年で1千万円も上がる結果になるんですけど、これは何か、マックレー付きとか、付いてるとか付いてないとか、何か、そこら辺の事情があるんですか。

建設管理課長 島田幸司君

昨年購入しました10トンについては、マックレー付きでしたので、今回については、7トンですので、以上が理由となります。

2 番 斎賀弘孝君

昨年購入したのはいいです。だから10トン4,950万円を買っているんです。

私が言ってるのは、2016年の5月にも7トン買っているんです。2,813万円で。

2017年5月にも、もう1台購入して、2,835万円だったんです。

それぞれ3社、指名競争入札してるんですけども、今回も7トン買ったんだけど3,877万5千円なんですよ。これ3年ぐらいで1千万円も上っちゃうもんなんですかっていうことを聞いているんです。

建設管理課長 島田幸司君

議員もご承知のことかと思うんですけども、環境の観点から排気ガス規制が、近年厳しくなってきたというところで、そこにかかる経費が、昨年度以前の購入価格と比べると上がってるというところが理由だというふうに考えてます。

2 番 斎賀弘孝君

除雪トラックにも、何だかタンク付いてですか、水素タンクだか塩素タンクだかっていうそれが付いていることになるんですか。尿素タンクはついてる。

(島田課長「はい」)

議長 高橋秀之君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和2年第3回幌延町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

(11時05分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋秀之

署名議員 3番 植村 敦

署名議員 4番 無量谷 隆

以上、記録する。

主 事 満保希来